

労審発第 1359 号

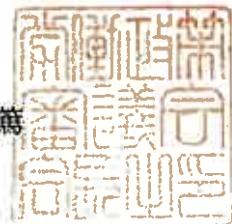
令和 3 年 12 月 10 日

厚生労働大臣

後藤 茂之 殿

労働政策審議会

会長 清家 篤



令和 3 年 11 月 30 日付け発職 1130 第 3 号をもって労働政策審議会に諮問の
あった「雇用保険法施行規則及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の
支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」については、本審議
会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

令和3年11月30日

労働政策審議会
会長 清家 篤 殿

労働政策審議会 雇用環境・均等分科会
分科会長 奥宮 京子

「雇用保険法施行規則及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

令和3年11月30日付け厚生労働省発職1130第3号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。

令和3年12月8日

労働政策審議会
会長 清家 篤 殿

労働政策審議会職業安定分科会
分科会長 山川 隆一

「雇用保険法施行規則及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

令和3年11月30日付け厚生労働省発職1130第3号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は妥当と認める。

令和3年12月10日

労働政策審議会
会長 清家 篤 殿

労働政策審議会人材開発分科会
分科会長 武石 恵美子

「雇用保険法施行規則及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

令和3年11月30日付け厚生労働省発職1130第3号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。